

- [特定猟具使用禁止区域\(銃\)の指定\(みどり自然課\)](#)
- [介護保険法によるサービス提供事業者の指定\(高齢介護課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県婦人相談センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）（男女共同参画課）

一 趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、保護の対象を拡大等するための改正

二 内容

婦人相談センターが行う保護の対象者に、生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた被害者を追加

三 施行期日

平成二十六年一月三日

条 例

埼玉県婦人相談センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十二号

埼玉県婦人相談センター条例の一部を改正する条例

埼玉県婦人相談センター条例（昭和六十一年埼玉県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号。次条第一項において「法」という。）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。次条第二項において「配偶者暴力防止法」という。）の規定に基づき業務を行うとともに、緊急の保護その他の支援を必要とする女子の福祉の増進及び人権の擁護に資するため、埼玉県婦人相談センター（以下「センター」という。）をさいたま市に設置する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「要保護女子」の下に「（法第三十四条第二項に規定する者をいう。第二号及び第三号において同じ。）」を加え、「援護」を「支援」に改め、同項第三号中「收容保護」の下に「（法第三十六条に規定するものをいう。次条において同じ。）」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「暴力」の下に「（配偶者暴力防止法第一条第一項に規定する暴力をいい、配偶者暴力防止法第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下この項において「相手方」という。）からの暴力を含む。）」を、「被害者」の下に「（配偶者暴力防止法第一条第二項に規定する者をいい、相手方からの暴力を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 配偶者暴力防止法第四章（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。）に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

附 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第四十三号)

(消防防災課)

一 趣旨

大規模災害からの復興に関する法律施行令の施行に伴い、同令に規定する災害派遣手当の額を定めるための改正

二 内容

(一) この条例で額を定める手当に、大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)第四十三条の規定により条例で定める災害派遣手当の額を追加

三 施行期日

公布の日

条 例

災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十二号

災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の額に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第十九条」の下に「及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第四十三条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）（障害者支援課）

一 趣旨

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、児童福祉法施行条例の改正を行う。

二 内容

(一) 条例改正の概要

- ・ 指定小規模多機能型居宅介護事業所で児童発達支援・放課後等デイサービスを提供することができるよう児童福祉法施行条例を一部改正する。
- ・ その他規定の整備。（条項の追加、文言整理等）

(二) 条例改正の理由

国が構造改革特別区域で認めていた前記の障害者サービス事業を平成二十五年十月一日から全国的に認める改正省令が公布されたことによる。

(三) 改正の効果

児童発達支援等の提供がない地域で、高齢介護の事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所が障害のサービスを提供できることになる。

三 施行期日

公布の日

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十四号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十条の二」に改める。

第五十八条中「第二十三条第二項」を「第二十三条第一項」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第六十条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。）を提供する場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）に関する特例に係る基準は、省令第五十四条の八に規定する基準の例によることとする。

第七十七条中「、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」とを削る。

第七十九条第一項中「基準該当放課後等デイサービス事業所には」を「基準該当放課後等デイサービス事業所は」に改める。

第八十条中「、第六十条」を「から第六十条の二まで」に改め、「省令第五十四条の七」との下に「、第六十条の二中「第五十四条の八」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第五十四条の八と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第四十五号)

(少子政策課)

一 趣旨

子ども・子育て支援法の施行に伴い、埼玉県児童福祉審議会を、同法に定める子ども・子育て支援に関する事項を調査審議する機関とする等、規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 埼玉県児童福祉審議会の職務として、同法に定める子ども・子育て支援に関する事項を調査審議することを定める

(二) その他規定の整備

三 施行期日

公布の日

条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十五号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（目的）」を付する。

第二条に見出しとして「（設置）」を付し、同条第一項中「設置されたもの」の下に「及び第三項に規定するもの」を加え、同条第二項中「附属機関の」を「附属機関（以下「法設置附属機関」という。）の」に、「附属機関は」を「法設置附属機関は」に改め、同条に次の一項を加える。

3 別表第三の中欄に掲げる職務を行うため、同表の上欄に掲げる附属機関を置き、同表の下欄に掲げる法設置附属機関は、当該上欄に掲げる附属機関とする。

第三条に見出しとして「（報酬）」を付し、同条中「報酬」の下に「の額」を加える。

第四条に見出しとして「（費用弁償）」を付する。

第五条に見出しとして「（支給方法）」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「その」の下に「委員等が」を加える。

第六条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「基く」を「基づく」に、「外」を「ほか」に改める。

別表第二中「法律又はこれに基づく政令の規定により設置された附属機関」を「法設置附属機関」に改め、同表児童福祉法第八条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関の項を削り、同表の次に次の一表を加える。

別表第三（第二条関係）

知事の附属機関

附属機関名	職務	法設置附属機関
埼玉県児童福祉審議会	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の定めるところにより、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議すること。	児童福祉法第八条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十六号）（水
辺再生課）

一 趣旨

河川法の一部改正に伴い、流水の占用の登録に係る流水占用料を徴収すること
とするための条例の改正

二 内容

- (一) 流水の占用の登録に係る流水占用料を徴収するための規定の追加
- (二) 流水の占用の登録に係る流水占用料を減免するための規定の追加

三 施行期日

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）附則
第一条ただし書に規定する規定の施行の日

条 例

埼玉県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十六号

埼玉県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県流水占用料等徴収条例（平成十二年埼玉県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「受けた者又は」を「受け、若しくは法第二十三条の二の規定により流水の占用の登録を受けた者又は」に改める。

第三条第一項中「（以下「流水占用」という。）」を削り、「当該流水占用」を「当該流水の占用」に改め、同条第二項中「、流水占用」を「、法第二十三条の規定により許可を受け、若しくは法第二十三条の二の規定により登録を受けた流水の占用」に、「当該流水占用」を「当該流水の占用」に改める。

附 則

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十七号）（田園都市づくり課）

一 趣旨

屋外広告物法の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務の一部を、景観行政団体である戸田市が処理することとする。

二 内容

埼玉県屋外広告物条例第二十七条の二に戸田市を加える。これにより、戸田市は次の事務に係る条例を制定することができる。

- (一) 禁止地域、禁止物件の指定
- (二) 広告物の面積、色彩等に関する制限
- (三) 違反広告物に対する措置の事務手続き 等

三 施行期日

条例公布の日から一年以内において規則で定める日

条 例

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十七号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例

埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二の表中「川口市」の下に「、戸田市」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十四項第一号市町村の欄中「、戸田市」を削り、同項第二号市町村の欄中「川口市」の下に「、戸田市」を加える。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十

八号）（経営管理課）

一 趣旨

埼玉県立がんセンター新病院の開院に伴い、がんセンターの病床数及び特別病室使用料の一日当たりの上限額等を改めるため、本条例の一部改正を行う。

二 内容

- (一) がんセンター新病院の病床数の変更
- (二) 特別病室使用料の一日当たりの上限額の改定
- (三) 規定の整備

三 施行期日

平成二十五年十二月三十日

条 例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十八号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項中「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改め、同表埼玉県立がんセンターの項中「乳腺内科」を「乳腺内科」に、「乳腺外科」を「乳腺外科」に、「精神腫瘍科」を「精神腫瘍科」に、「四百床」を「五百三床」に改め、同表埼玉県立小児医療センターの項中「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

別表診療及び検査の項第二号中「一五、 円」を「二五、 円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年十二月三十日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十九号）（警務課）

一 趣旨

本市における住居表示の実施に伴い、児玉警察署の管轄区域の規定を整備するため改正

二 内容

児玉警察署の管轄区域の変更

本市の新たな町の区域となる「児玉町児玉南一丁目、児玉町児玉南二丁目、児玉町児玉南三丁目、児玉町児玉南四丁目、」を加える。

三 施行期日

公布の日

条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十九号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十

七号）の一部を次のように改正する。

別表児玉警察署の項中「本庄市の内」の下に「児玉町児玉南一丁目、児玉町児玉南二丁目、児玉町児玉南三丁目、児玉町児玉南四丁目、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十六号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の表八十九号中「住所又は主たる事務所若しくは」を「主たる事務所又は」に改める。

別記様式第四号（一）中	「延滞金」		「延滞金特例基準割合」
	年	% 日	
	年 14.6%	日	

滞 金	「あて先」	「宛先」	「延滞金特例基準割合等の末日」
-----	-------	------	-----------------

「延滞金特例期間の末日」
「延滞金の標準率及びその適用期間」

- 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

「延滞金の標準割合等」とは、延滞金特例基準割合又は延滞金年7.3%のいずれか、
「延滞金特例期間」とは、延滞金特例期間又は、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間、
「お問い合わせ」
「お問い合わせ」

「延滞金特例基準割合等の末日」	「延滞金特例期間の末日」	「延滞金特例基準割合等の末日」
-----------------	--------------	-----------------

区 分	「延滞日数」	
	年	% 日
	年 14.6%	日

特例基準割合に7.3%を加算した割合」に於ける。

延滞金率の計算式「延滞金率 %の末日」及び「延滞金特例期間の末

「			
延滞		%	
年	年	日	日
延滞		%	
年	年	日	日
」			

「あて先」や「宛先」に於ける。

延滞金率の計算式「延滞金率 %の末日」及び「延滞金特例期間の末

「			
延滞		%	
年	年	日	日
延滞		%	
年	年	日	日
」			

合計		11		197		.	
延滞		%		日		日	
年		年		日		日	
延滞		%		日		日	
年		年		日		日	
」				」			

「あて先」や「宛先」に於ける。

合計		11		197		.	
延滞		%		日		日	
年		年		日		日	
延滞		%		日		日	
年		年		日		日	

合計		11		197		.	
延滞		%		日		日	
年		年		日		日	
延滞		%		日		日	
年		年		日		日	

に於ける。

延滞金特例基準割合等の末日」及び「延滞金特例期間の末日

区	分
---	---

年	%	日		
---	---	---	--	--

の、同様の権限を次のように定める。

- 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

市県整市課田町の(三) 中 「延滞金年 %の末日」 及び 「延滞金特例

「 期間の末日」		「 延滞金年 %の末日」		「 延滞金特例期間の末日」	
延滞日数	年	%	日	年	%
	年	14.6%	日	年	%

及び「あて先」及び「宛先」を定める。

市県整市課田町の(四) 中 「特例基準割合等」 及び 「延滞金特例期

「 課税事務所」	「 県税」		「 課税事務所」
	年	%	
「 間」	延滞日数		「 課税事務所」
	年	14.6%	
	年	%	日

「 県税」を定める。

市県整市課田町の(五) 中 「延滞金特例基準割合等の末日」 及び 「延滞金特例期間の末日」

「 延滞金特例基準割合等の末日」	「 延滞金特例期間の末日」	「 延滞金特例期間の末日」	「 延滞日数」
年	%	日	年
年	14.6%	日	年

「 延滞金特例基準割合等の末日」	「 延滞金特例期間の末日」	「 延滞日数」
年	%	日
年	14.6%	日

年	%	日		
---	---	---	--	--

ぬ、同様なの備考を次のように定める。

- 2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

改正税務条約の(中)に「あて先」や「宛先」は、「 延滞

金特例基準割合等の末日 年 月 日 延滞金特例期間

の末日	延滞日数		年	月	日
	年	%			
	年	14.6%			

したがって、同様なの備考を次のように定める。

備考 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

改正税務条約の(中)に「 延滞金年 %の末日」や「 延滞金特例期

間の末日	延滞		年	月	日
	年	%			
	年	14.6%			

て先」や「宛先」は「」

改正税務条約の(中)に「 延滞金特例基準割合等の末日」や「 延滞金特例期間の末日」

延滞日数	延滞		年	月	日
	年	%			
	年	14.6%			

「 延滞日数」や「 延滞日数」

延滞日数	延滞		年	月	日
	年	%			
	年	14.6%			

滞金特例基準 合等の末日	年 月 日		
納付指定日	年 月 日	「 延滞金特例期間の 末日 」	年 月
延滞日数	年 % 日	「 納付指定日 」	年 月
	年 14.6% 日		

日	
日	

「
」
に改め、同様式の備考を次のように改める。

- 2 延滞金特例期間とは、延滞金年7.3%の割合又は地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第4号のホ(一枚皿)中	「 年 %の末日 」	「 年 %の末日 」	「 特例期間の末 」
「 」 に改め、同様式(二枚皿)中	「 年 %の末日 」	「 年 %の末日 」	「 特例期間の末 」
「 」 に改め、同様式(三枚皿)中	「 年 %の末日 」	「 年 %の末日 」	「 特例期間の末 」
別記様式第五号(一枚皿)及び(二枚皿)中	「 年 %の末日 」	「 年 %の末日 」	「 特例期間 の末日 」

「 」 に改め、同様式(三枚皿)中	「 年 % の末日 」	「 特例期間 の末日 」	「 に改める。 」
「 」 に改め、同様式(一枚皿)中	「 年 %の割合 で計算する 期間の末日 」	「 延滞金特例 期間の末日 」	「 に改める。 」
別記様式第4号ホ中	「 延滞金を年 %の割合 で計算する 期間の末日 」	「 延滞金 」	「 年 」

いずれかを適用する期間をいう。

延滞金特例基準
割合等の末日

「延滞金特例基準
割合等の末日」

や

「延滞金特例期間
の末日」

「延滞金特例基準
割合等の末日」

や

「延滞金特例期間
の末日」

」

「
年
延滞日数
年 1 4 .
年

% 日
6 % 日
% 日

や

「
」

」

の適用がある。

- 2 延滞金特例期間とは、延滞金年 7 . 3 % の割合又は地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合に年 1 % の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

延滞金特例基準 (11) 中

「延滞金特例基準割合等の末日」

や

「延滞金

課

特例期間の末日

」

」 「ご了承ください」 や 「御了承ください」

延

税 務 所	県 税
年	%
滞 日 数	年 1 4 . 6 %
年	%

や

「課 税 務 所

県 税

」

- 2 延滞金特例期間とは、延滞金年 7 . 3 % の割合又は地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合に年 1 % の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号（二〇一一）中

「延滞金特例基準割合等の末日」

「延滞金特例期間の末日」

「延滞金特例基準割合等の末日」

「延滞金特例期間の末日」

「延滞日数」	年
	年 1 4 .
	年

「 % 日」

「 6 % 日」

「 % 日」

「 % 日」	「 % 日」
--------	--------

次のように改める。

「延滞日数」

- 2 延滞金特例期間とは、延滞金年 7 . 3 % の割合又は地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合に年 1 % の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号（三）中「あて先」を「宛先」に

「延滞金」

「特例基準割合等の末日」

を

「延滞金特例期間の」

「 未日」	「 未日」
-------	-------

「延滞日数」	
年	%
年 1 4 . 6 %	

「 日」	「 日」
------	------

「延滞日数」

- 2 延滞金特例期間とは、延滞金年 7 . 3 % の割合又は地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合に年 1 % の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

別記様式第十四号（三〇一一）中

「延滞金特例基準割合等の末日」

「延滞金特例期間の末日」

延滞割

県税	
延滞	年 % 日
日数	年 14.6 % 日

県税

滞金特例基準 合等の末日	年 月 日
納付指定日	年 月 日
延滞日数	年 % 日
	年 14.6 % 日

延滞金特例 期間の末日	年 月
納付指定日	年 月

日	
日	

上記の「回数」の欄を次のように記入。

- 延滞金特例期間とは、延滞金年 7.3 % の割合又は地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合に年 1 % の割合を加算した割合のいずれかを適用する期間をいう。

戻金控除率 14 % (四) 及び戻金控除率 14 % (四) 中 「延滞金年 % の末」

日	「延滞金特例期間の末日」	日	
延滞	年 % 日	延滞	年 % 日
日数	年 14.6 % 日	日数	年 14.6 % 日

「あて先」及び「宛先」

住(居)所若しくは
主たる事務所又は事
業所の所在地

別記様式第八十一号中「あて先」及び「宛先」

を

」

主たる事務所又は事業所の所在地

」 「明りような」や「明瞭な」に於ける。

」

別記様式第八十二号中

「住（居）所」や「所在地」に於ける。

住（居）所若しくは主たる事務所又は事業所の所在地

を

別記様式第八十三号中「あて先」や「宛先」に

主たる事務所又は事業所の所在地

」 「明りような」や「明瞭な」に於ける。

」

別記様式第八十四号中

「住（居）所」や「所在地」に於ける。

住（居）所若しくは主たる事務所又は事業所の所在地

別記様式第八十四号の二中「あて先」や「宛先」に

を

主たる事務所又は事業所の所在地

」 「すべて」や「全て」に於ける。

」

別記様式第八十四号の三中

「住（居）所」や「所在地」に於ける。

原記載は第八十五号中「あて先」を「宛先」に

住（居）所若しくは
主たる事務所又は事
業所の所在地

を

主たる事務所又は事
業所の所在地

に「明らかな」に

原記載は第八十六号中

「住（居）所
又は所在地」

を「所在地」に

住はは

原記載は第八十七号及び原記載は第八十八号中「あて先」を「宛先」に

（居）所若しく
主たる事務所又
事業所の所在地

主たる事務所又は
事業所の所在地

に

原記載は第八十九号中

「住所又は主たる事務所若しくは事業所の移転に係る地
関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請

方税「主たる事務所又は事業所の移転に係る地方税関係帳簿書類の
書」を「電磁的記録等による保存等の承認申請書」に

「あ

「住
所
等」

「事
務
所
等」

て先」を「宛先」に

「住（居）所若しくは
主たる事務所又は事
業所の所在地」

「主たる事務所又は事
業所の所在地」

に

を

「住所等」

を「事務所等」に、「明りような」を「明瞭な」に、「すべて」を「全て」に、「又は地方団体の帳」を「又は道府県知事」に改める。

別記様式第九十号中 「在(冊)所
又は所在地」 を「所在地」に改める。

第二条 埼玉県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第六条の八中「若しくは過誤納金等充当通知書又は法人の県民税に係る利子割額の控除不足額還付通知書若しくは法人の県民税に係る利子割額の控除不足額充当通知書」を「又は過誤納金等充当通知書」に改める。

第四十四条の表十の二号を削り、同表二十七号中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第四十項」に改め、同表二十七の二号中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第四十一項」に改め、同表八十二号中「第七百五十条第四項」を「第七百五十条第三項」に改め、同表八十三号及び八十四号を次のように改める。

八十三及び八十四 削除

第四十四条の表八十四の二号及び八十四の三号を削り、同表八十五号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、「及び第二項」を削り、同表八十六号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に、「第七百五十条第四項」を「第七百五十条第三項」に改め、同表八十七号から八十九号までの規定中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同表九十号中「承認済地方税関係帳簿書類」を「承認済地方税関係帳簿」に改める。

別記様式第十号の二を削る。

別記様式第二十一号中 「株式等の譲渡所得等分」を「一般株式等の譲渡所得等分」に、「株式等の譲渡所得等分」を「一般株式等の譲渡所得等分」に改める。

別記様式第二十七号中 「第44項」「第38項」を「第45項」「第39項」に改める。

「第44項」 「第38項」

別記様式第二十七号の二中 第45項 を 第39項 に改める。

第46項」 第40項」

別記様式第七十九号中「あて先」を「宛先」に、

9 国外公社債等の利子等

に改める。

」を「

9 国外一般公社債等の利子等

」

」に改める。

別記様式第八十号の注意1及び別記様式第八十号の二の注意1中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改める。

別記様式第八十一号中 「第748条第1項」 「第748条

第749条第1項」 を 第749条第1項」 に、 「第

748条第1項（）」を「第748条（）」に改める。

別記様式第八十三号及び別記様式第八十四号を次のように改める。

別記様式第八十三号及び別記様式第八十四号 削除

別記様式第八十四号の二及び別記様式第八十四号の三を置く。

別記様式第八十五号を次のように改める。

別記様式第 8 5 号

地方税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機
出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

		整理番号		
<div style="text-align: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長	主たる事務所又は事業所の所在地	(電話番号)		
	氏名又は名称及び代表者氏名	印		
	屋 号			
<p>地方税法第 7 4 9 条第 2 項の承認を受けたいので、同法第 7 5 0 条第 1 項の規定により申請します。</p>				
<p>1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況</p>				
帳簿の種類		電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保存場所	国税関係 申請状況
税目	名称・作成事務所等			
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署

		(年	月	日		未・済 税務署
		(年	月	日		未・済 税務署
		(年	月	日		未・済 税務署
		(年	月	日		未・済 税務署
		(年	月	日		未・済 税務署
		(年	月	日		未・済 税務署
		(年	月	日		未・済 税務署
		(年	月	日		未・済 税務署
		(年	月	日		未・済 税務署
2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所							
都道府県名	所 在 地						
3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る地方税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）							

区 分	対 象 と な っ た 帳 簿 の 種 類		届出書の提出年月日 通知書の受理	対象となつた保存方法	
	税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
4 COMによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする期間					
保存期間のうち保存期間の初日から()が経過した日以後の期間 保存期間の全期間					
5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メ ー カ ー 名	機 種 名	台 数	運用形態	設置場所(委託運用の場合は、 委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ・ その他 ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ・ その他 ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ・ その他 ()			台	自己・委託	

コンピュータ・プリンタ・ その他 ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ・ その他 ()			台	自己・委託	

6 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要

区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販・そ の他()					
自己開発・委託開発・市販・そ の他()					
自己開発・委託開発・市販・そ の他()					
自己開発・委託開発・市販・そ の他()					
自己開発・委託開発・市販・そ の他()					

7 総務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置

データを直接に訂正又は削除をすることができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。
データを直接に訂正又は削除をすることができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。
上記以外の方法による。

()

該当する場合のみ記載してください。

ただし、入力日から()日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない(内部規程でこの旨を定める)。

(2) 追加入力した事実の確認に関する措置

入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する(付加した情報を訂正又は削除をすることができない)システムを使用する。
入力データに個々のデータを特定できる情報〔一連番号、伝票番号、その他()〕を自動的に付加する(付加した情報を訂正又は削除をすることができない)システムを使用する。
上記以外の方法による。

()

(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置

〔一連番号、伝票番号、その他()〕により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。

上記以外の方法による。

()

(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置

次の名称の書類を備え付ける。

システムの概要を記載した書類

()

システムの開発に際して作成した書類

()

システムの操作説明書

()

電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類又は処理委託契約書並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

()

(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置

電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

()

(6) 検索機能の確保に関する措置

主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 書 類 名
取引年月日 勘定科目 取引金額	

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができる。

(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置

COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。

()

保存義務者又は事務責任者の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、COMの作成責任者の記名押印、COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。

(8) COMの索引簿の備付けに関する措置

帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。

索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。

上記以外の方法による。

()

(9) COMの索引の出力に関する措置

COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。

	<p>(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置 COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。 上記以外の方法による。</p> <p>()</p>
	<p>(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置 次の措置をとろうとする場合は、(5)又は(6)についても記載してください。 上記(5)及び(6)の措置をとつて電磁的記録を保存する。 上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 上記以外の方法による。</p>
8	<p>その他参考となる事項</p>
添付資料	<p>1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類</p>

別記様式第八十六号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に「

帳簿書類の種類類」を「帳簿の

種類類」に改める。

別記様式第八十七号から別記様式第八十九号までを次のように改める。

別記様式第 8 7 号

地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

		整理番号			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長		主たる事務所又は事業所の所在地 (電話番号)			
		氏名又は名称及び代表者氏名 印			
		屋 号			
次の地方税関係帳簿について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、地方税法第 7 5 1 条第 1 項の規定により届け出ます。					
1 電磁的記録等による保存等をやめようとする地方税関係帳簿の種類等					
帳簿の種類		当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所	国税関係届出状況
税目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由					

3 その他参考となる事項					

別記様式第 8 8 号

地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

		整理番号			
受付印 年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長		主たる事務所又は事業所の所在地 (電話番号)			
		氏名又は名称及び代表者氏名		印	
		屋 号			
次の事項を変更することとしたので、地方税法第 7 5 1 条第 2 項の規定により届け出ます。					
1 変更しようとする地方税関係帳簿の種類等					
帳簿の種類		変更しようとする日(当初の承認を受けた年月日等)	保存方法	保存場所	国税関係届出状況
税目	名称・作成事務所等				
		年 月 日 (年 月 日)	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)	電磁的記録 COM		未・済 税務署
2 変更しようとする事項及び変更の内容					
変更事項		変更の内容			
3 その他参考となる事項					

主たる事務所又は事業所の移転に係る地方税関係
帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: inline-block; margin-right: 5px;">受付印</div> 年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長		整理番号	氏名又は名称及び 代表者氏名 印		
		屋 号			
事 務 所 等	移 転 後	主たる事務所又は事業所の所在地	(電話番号)		
	移 転 前	主たる事務所又は事業所の所在地	(電話番号)		
地方税法第752条第1項(第754条において準用する場合を含む。)の規定に基づく承認を受けたいので、申請します。					
1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所及び国税関係承認状況等					
帳 簿 の 種 類		承認年月日	保存方法	移転後の保存場所	国税関係承認状況
税目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	電磁的記録 COM		税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		税務署
2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名	所 在 地				
3 事務所等を移転した日					
年 月 日					
4 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカ名	機種名	台数	運用形態	設置場所(委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ・その他()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ・その他()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ・その他()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ・その他()			台	自己・委託	

5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販・その他()					
自己開発・委託開発・市販・その他()					
自己開発・委託開発・市販・その他()					
自己開発・委託開発・市販・その他()					
自己開発・委託開発・市販・その他()					
自己開発・委託開発・市販・その他()					

6 総務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置									
(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置	<p>データを直接に訂正又は削除をすることができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。データを直接に訂正又は削除をすることができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳(当初データの特定に必要な情報を付加)を入力することにより行う。</p> <p>上記以外の方法による。</p> <p>()</p> <p>該当する場合のみ記載してください。</p> <p>ただし、入力日から()日間に限つては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない(内部規程でこの旨を定める)。</p>								
(2) 追加入力した事実の確認に関する措置	<p>入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する(付加した情報を訂正又は削除をすることができない)システムを使用する。</p> <p>入力データに個々のデータを特定することができる情報(一連番号、伝票番号、その他())を自動的に付加する(付加した情報を訂正又は削除をすることができない)システムを使用する。</p> <p>上記以外の方法による。</p> <p>()</p>								
(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置	<p>(一連番号、伝票番号、その他())により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。</p> <p>上記以外の方法による。</p> <p>()</p>								
(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置	<p>次の名称の書類を備え付ける。</p> <p>システムの概要を記載した書類</p> <p>()</p> <p>システムの開発に際して作成した書類</p> <p>()</p> <p>システムの操作説明書</p> <p>()</p> <p>電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類又は処理委託契約書並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類</p> <p>()</p>								
(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置	<p>電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p>上記以外の方法による。</p> <p>()</p>								
(6) 検索機能の確保に関する措置	<p>記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="width: 50%;">主 な 帳 簿 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引年月日 勘定科目 取引金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名	取引年月日 勘定科目 取引金額					
検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名								
取引年月日 勘定科目 取引金額									

	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 2以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。</p>
7	<p>その他参考となる事項</p>
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 移転前に受けていた承認に係る通知の写し又は道府県知事の証明書 2 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 3 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 4 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

別記様式第九十号中「承認済地方税関係帳簿書類」を「承認済地方税関係帳簿」に、「~~承認済~~」を「~~承認済~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県婦人相談センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十七号

埼玉県婦人相談センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県婦人相談センター管理規則（昭和六十一年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第一条」を「第二条第一項」に、「緊急の保護を必要とする女子及び被害者」を「条例第二条第二項に規定する被害者又は緊急の保護その他の支援を必要とする女子」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千四百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ドリームワーク
- 三 代表者の氏名
新井 重人
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市持田一丁目十一番五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対し、職業能力の向上及び就業機会の拡充等の諸支援を行うことにより、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進と社会の安定に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人こころ塾
- 三 代表者の氏名
風間 敏弘
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市大字下忍千八百三十五番三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者の就労意欲の向上と、職業能力の向上を目指して諸支援を行うことを業務とし、もって支援を受ける障がい者および支援する職員が共に地域社会を構成する社会人として精神的、肉体的に成長することを目的とする。

告示

埼玉県告示第四百三十三号

平成十五年埼玉県告示第二百二十二号（鳥獣保護区の更新について）に係る折原鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

折原鳥獣保護区

二 区域

平成五年埼玉県告示第四百六十六号で告示した区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、県立長瀬玉淀自然公園内に位置し、荒川右岸の水辺から山間部へと続く、海拔九十メートルから六百メートルにわたる変化に富んだ地形を示し、針葉樹林、広葉樹林等が広がり、数多くの鳥獣の生息が確認されている。区域内における鳥獣の生息状況は良好であり、これらの一層の保護繁殖を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百三十四号

平成十五年埼玉県告示第千二百二十三号（鳥獣保護区の更新について）に係る名栗げんきプラザ鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

名栗げんきプラザ鳥獣保護区

二 区域

平成五年埼玉県告示第千四百六十五号で告示した区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

この区域は県立奥武蔵自然公園の一角に位置し、スギやヒノキの植林地であり、多数の鳥獣が生息している。また、区域の中心にある県立名栗げんきプラザが、自然環境活動等も行う社会教育施設であることから、利用者が野生鳥獣に対する興味、関心を高め、理解を深めることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百二十五号

平成十五年埼玉県告示第二百二十号（鳥獣保護区の指定について）に係る長瀬第二小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

長瀬第二小学校鳥獣保護区

二 区域

平成十五年埼玉県告示第二百二十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千四百二十六号

平成十五年埼玉県告示第千二百二十一号（鳥獣保護区の指定について）に係る荒川大麻生鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

荒川大麻生鳥獣保護区

二 区域

平成十五年埼玉県告示第千二百二十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千四百三十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

羽生特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十五年埼玉県告示第千二百二十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百二十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

秩父高原牧場特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和五十八年埼玉県告示第千三百五十六号で告示した区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百二十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

三ヶ山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成五年埼玉県告示第千四百七十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百四十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

川島特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十七号で告示した区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百四十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

志多見特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十年埼玉県告示第千三百八十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百四十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

神流川特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成五年埼玉県告示第千四百七十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百四十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

長瀬北特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十五年埼玉県告示第千二百二十四号で告示した区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百四十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

利根川特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十五年埼玉県告示第千二百二十五号で告示した区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百四十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

白岡特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千三百六十八号で告示した区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百四十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

上里特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百十六号で告示した区域

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百四十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

北足立特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

川口市	昭和四十三年埼玉県告示第八百六十九号で告示した川口鳥獣保護区及び昭和六十一年埼玉県告示第千五百九十九号で告示した旧芝川鳥獣保護区の区域を除く区域
戸田市	平成十七年埼玉県告示第二千六号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域
蕨市	全域
さいたま市	昭和六十二年埼玉県告示第千五百九十九号及び平成十四年埼玉県告示第千九百四十六号で告示した大宮公園鳥獣保護区、平成十七年埼玉県告示第二千六号で告示した荒川南部鳥獣保護区並びに岩槻区の区域を除く。
上尾市	平成九年埼玉県告示第千四百七十二号で告示した上尾鳥獣保護区及び平成二十三年埼玉県告示第千二百五十五号で告示した荒川指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用禁止）の区域を除く区域
桶川市	平成二十三年埼玉県告示第千二百五十五号で告示した荒川指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用禁止）の区域を除く区域
北本市	平成九年埼玉県告示第千四百七十三号で告示した北本鳥獣保護区及び平成二十三年埼玉県告示第千二百五十五号で告示した荒川指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用禁止）の区域を除く区域

鴻巣市

平成二十四年埼玉県告示第千三百五十五号で告示した区域に、次の区域を加えた区域

鴻巣市屈巢地内における鴻巣市と行田市の境界と鴻巣市道川千百四十七号との交点を起点とし、同市道に沿って南に進み、鴻巣市道川六号線との交点に至り、同地点から鴻巣市道川五号線に沿って南東に進み、鴻巣市道川千七十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道川千五十四号線に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道川千六十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道川五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道川千七十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道川千七十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、主要地方道鴻巣羽生線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、鴻巣市道川千四十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道川九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道川千二十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道川百二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道川百十三号線及び鴻巣市道川千八号線を経て、鴻巣市道川千九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、(旧)鴻巣市(平成十七年十月一日の合併以前の鴻巣市をいう。以下同じ。)と(旧)川里町(平成十七年十月一日の合併以前の北埼玉郡川里町をいう。以下同じ。)との境界に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、鴻巣市道川千四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道川千五十四号線との交点に至り、同地点から(旧)鴻巣市と(旧)川里町の境界に沿って西に進み、鴻巣市と(旧)川里町の境界に沿って南に進み、鴻巣市道川千五十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道川七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、(旧)鴻巣市と(旧)川里町の境界に至り、同境界に沿って北西に進み(旧)鴻巣市と(旧)川里町と行田市の境界との交点

								北足立郡 伊奈町	全域	に至り、同地点から（旧）川里町と行田市の境界に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域
								和光市		平成十七年埼玉県告示第二千六号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域
								朝霞市		平成十七年埼玉県告示第二千六号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域
								新座市		昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した新座鳥獣保護区の区域を除く区域
								志木市		昭和六十三年埼玉県告示第四百六十六号で告示した新河岸川・柳瀬川鳥獣保護区及び平成十七年埼玉県告示第二千六号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域
								比企郡 川島町		平成八年埼玉県告示第千六百六号で告示した区域
								草加市	全域	

（面積四万七千百九十二・九ヘクタール）

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百四十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

大附特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

比企郡ときがわ町大字西平地内におけるときがわ町道都一号線と一級河川氷川との交点を起点とし、同地点から同河川に沿って北に進み、一級河川都幾川との合流点に至り、同地点から同河川に沿って東に進み、ときがわ町道都五十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、ときがわ町道都千五百四十六号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、東沢との交点に至り、同地点から東沢沿いに稜線を弓立山頂に向かって南東に進み、同山頂に至り、同地点から稜線に沿って南西に進み、ときがわ町道都二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、ときがわ町道都千三百四十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、ときがわ町道都千三百八十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、比企郡ときがわ町と入間郡越生町との境界の交点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、ときがわ町道都千五百六十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、ときがわ町道都千五百六十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、ときがわ町道都千五百七十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、ときがわ町道都六十号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、ときがわ町道都一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

ただし、昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した平中学校鳥獣保護区（現萩ヶ丘小学校鳥獣保護区）の区域を除く。

（面積百八十五ヘクタール）

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百四十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

黒浜特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

白岡市篠津地内における主要地方道さいたま栗橋線と黒沼用水との交点を起点とし、同用水に沿って南東に進み、ＪＲ東北新幹線との交点及び主要地方道春日部菖蒲線との交点を経て、再度主要地方道春日部菖蒲線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って東に進み、ＪＲ東北本線との交点を経て東北自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って南に進み、白岡市と蓮田市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、白岡市とさいたま市と蓮田市の境界との交点に至り、同地点からさいたま市と蓮田市の境界に沿って南東に進み、県道蓮田杉戸線との交点を経て、一級河川元荒川との接点に至り、同地点から同境界に沿って西に進み、東北自動車道との交点を経て、蓮田市と上尾市の境界に沿って北西に進み、ＪＲ東北本線との交点を経て、蓮田市と上尾市と北足立郡伊奈町の境界との交点に至り、同地点から蓮田市と上尾市の境界に沿って北に進み、蓮田市道六百五十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、蓮田市道六百二十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、蓮田市道五十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一般国道百二十二号との接点に至り、同地点から同国道に沿って北に進み、蓮田市と白岡市との境界に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、白岡市道二千百五十六号線と同市道二千百四十一号線の交点の真南に至り、同地点から白岡市道二千百五十六号線へ向かって北に進み、白岡市道二千百五十六号線に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、白岡市道二千百五十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、白岡市道百十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、白岡市道二千百八十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、さらに同市道に沿って西に進み、白岡市道二千百八十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、白岡市道二千百二十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進

み、白岡市道二千百二十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、白岡市道二千百二十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、白岡市道二百十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、白岡市道二千百九十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、白岡市と久喜市の境界に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、白岡市野牛地内において、東北自動車道と白岡市道二百三十号線との交点を起点とし、同地点から同市道に沿って北東に進み、JR東北本線との交点を経て久喜市と白岡市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、白岡市道七千二十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、白岡市道七千四百十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、白岡市道七千四百二十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、白岡市道七千七十七号線を経て白岡市道七千七十七号線を経て南に進み、白岡市道七千四百七十一号線を経て同市道百一十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、白岡市道二百十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、一級河川姫宮堀川との交点に至り、同地点から同川に沿って北西に進み、白岡市道百二十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、東北自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

(面積二千六百四十六・四ヘクター)

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百五十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

東部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千三百六十七号で告示した区域に、次の区域を加えた区域

さいたま市岩槻区大字馬込地内におけるさいたま市道二千二百二十四号線と東北自動車道の交点を起点とし、同自動車道を北に進み、さいたま市と蓮田市の境界に至り、同境界に沿って東に進み、さいたま市道二千二百七十三号線とさいたま市道二千二百七十二号線の交点からさいたま市道二千二百七十二号線を北に延長した直線とさいたま市と蓮田市の境界の交点に至り、同地点から前記の直線に沿って南に進み、さいたま市道二千二百七十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、さいたま市道二千二百二十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、起点に至る区域及びさいたま市道千三百四十二号線とさいたま市と蓮田市の境界との交点を起点とし、同境界に沿って北東に進み、さいたま市と蓮田市と白岡市の境界との交点に至り、同地点からさいたま市と白岡市の境界に沿って東に進み、さいたま市道千十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、さいたま市道千十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、さいたま市道千百三十号線を経て、さいたま市道千三百四十二号線との交点に至り、同市道に沿って北西に進み、起点に至る区域

（面積一万五千二百二十六・七ヘクタール）

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

喜市菖蒲町菖蒲との境界に至り、同地点から久喜市北中曾根と久喜市菖蒲町菖蒲との境界に沿って北西に進み、久喜市北中曾根と久喜市菖蒲町菖蒲と加須市の境界に至り、同地点から久喜市と加須市との境界に沿って北西に進み、久喜市六万部と久喜市中妻と加須市の境界に至り、同地点から久喜市六万部と久喜市中妻の境界に沿って南東に進み、久喜市上清久と久喜市中妻の境界、久喜市下清久と久喜市久本寺の境界を経て久喜市下清久と久喜市久本寺と久喜市上早見との境界に至り、同地点から久喜市上早見と久喜市久本寺との境界に沿って東に進み、久喜市久喜本と久喜市久本寺との境界、久喜市久喜新と久喜市久本寺との境界、久喜市久喜本と久喜市久本寺との境界、久喜市久喜本と久喜市上内との境界、久喜市上内との境界を経て、一級市野久喜と久喜市上内との境界、久喜市古久喜と久喜市上内との境界を経て、一級河川青毛堀川との交点に至り、同地点から同河川に沿って南東に進み、東大鏡橋に至り、同地点から久喜市野久喜と久喜市鷲宮との境界に沿って北東に進み、久喜市古久喜と久喜市鷲宮との境界を経て、久喜市古久喜と久喜市鷲宮と久喜市西大輪との境界に至り、同地点から久喜市古久喜と久喜市西大輪との境界に沿って南東に進み、久喜市野久喜及び古久喜と久喜市西大輪との境界、久喜市野久喜と久喜市西大輪との境界、久喜市青毛と久喜市西大輪との境界を経て、葛西用水路との交点に至り、同地点から同用水路に沿って北東に進み、幸手市道三百九号線との接点に至り、同地点から久喜市と幸手市との境界に沿って北に進み、久喜市八甫と久喜市狐塚と幸手市との境界に至り、同地点から久喜市と幸手市の境界に沿って東に進み、県道阿佐間幸手線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、一般国道四号線との交点に至り、同地点から同国道に沿って南に進み、主要地方道さいたま幸手線との接点に至り、同地点から同主要地方道に沿って南に進み、北側用水路との交点に至り、同地点から同用水路に沿って南東に進み、幸手市道千五十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、幸手市道千五十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、幸手市道千五十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、幸手市道千八百六十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、幸手市道千八百七十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、幸手市道千八百五十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、幸手市道千八百六十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、さらに同市道を延長した直線に沿って北に進み、茨城県猿島郡五霞町との境界に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、幸手市道千三百九十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、幸手市道千三百七十八号線との接点

に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、幸手市道千三百九十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、主要地方道境杉戸線との接点に至り、同地点から同主要地方道に沿って南西に進み、幸手市と北葛飾郡杉戸町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、主要地方道境杉戸線との交点に至り、同地点から同主要地方道に沿って南西に進み、安戸落悪水路との交点に至り、同地点から同悪水路に沿って西に進み、一級河川倉松川との交点に至り、同地点から同河川の左岸に沿って北西に進み、幸手市道千八百九十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、県道並塚幸手線との交点に至り、同県道に沿って南東に進み、幸手市道千九百二十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、幸手市と北葛飾郡杉戸町の境界に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、一般国道四号との交点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、さらに同境界に沿って北西に進み、主要地方道さいたま幸手線との接点に至り、同地点から同地方道を南に進み、南埼玉郡宮代町と北葛飾郡杉戸町の境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、宮代町道千三百九十七号線との交点に至り、同町道に沿って北西に進み、宮代町道千三百九十六号線との交点に至り、同町道に沿って南西に進み、宮代町道六百六十九号線を経て宮代町道六百七十六号線との交点に至り、同町道に沿って西に進み、宮代町道七十号線に入り、同町道に沿って北西に進み、宮代町道六百五十五号線に入り、同町道に沿って北西に進み、久喜市と南埼玉郡宮代町の境界の交点に至り、同境界に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域
(面積四千四百二十四・九ヘクタール)

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

井沼特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

蓮田市大字根金地内にける一般国道百二十二号と県道上尾久喜線との交点を起点とし、同地点から同国道に沿って南に進み、蓮田市道五十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、蓮田市道六百二十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、蓮田市道六百五十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、一級河川綾瀬川との交点に至り、同地点から同河川に沿って北に進み、蓮田市と北足立郡伊奈町と桶川市の境界との交点に至り、同地点から蓮田市と桶川市の境界に沿って北西に進み、一級河川赤堀川との接点に至り、同地点から同河川に沿って北東に進み、一級河川元荒川との接点に至り、同地点から同河川に沿って北東に進み、蓮田市と久喜市と白岡市の境界との交点に至り、同地点から蓮田市と白岡市の境界に沿って南東に進み、一般国道百二十二号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域

（面積七百六十八・三ヘクタール）

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

栗橋特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久喜市栗橋北二丁目地内における久喜市と加須市の境界と久喜市道栗橋一号線との接点を起点として、同地点から同市道に沿って南東に進み、主要地方道羽生外野栗橋線との接点に至り、同地点から同主要地方道に沿って南東に進み、久喜市道栗橋五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、一般国道四号との接点に至り、同地点から同国道に沿って南東に進み、久喜市道栗橋五十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、久喜市道栗橋二百二十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市と茨城県猿島郡五霞町の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、ＪＲ東北新幹線との交点に至り、同地点からＪＲ東北新幹線に沿って南西に進み、一般国道四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南東に進み、久喜市道栗橋三百四十三号線との接点に至り、同地点から久喜市と幸手市の境界に沿って南西に進み、久喜市道栗橋五百二十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、県道阿佐間幸手線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、久喜市と幸手市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って西に進み、幸手市と旧鷲宮町（平成二十二年三月二十三日の合併以前の鷲宮町をいう。以下同じ。）と旧栗橋町（平成二十二年三月二十三日の合併以前の栗橋町をいう。以下同じ。）との境界に至り、同地点から旧鷲宮町と旧栗橋町の境界に沿って西に進み、久喜市と加須市の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、一般国道百二十五号との交点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、久喜市道栗橋二百四十七号線と稲荷木落排水路との交点に至り、同地点から同排水路に沿って北に進み、加須市道百十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、東川用水路との交点に至り、同地点から同用水路に沿って北に進み、加須市道大二千七百七十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、一級河川利根川との交点に至り、同地点から同河川に沿って南東に進み、加須市と久喜市の境界に至り、同地点から同境界

に沿って南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

ただし、久喜市新井地内における久喜市道栗橋七百七号線と久喜市道栗橋七百号線の接点を起点とし、久喜市道栗橋七百号線に沿って北東に進み、久喜市道栗橋七百六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道栗橋六百八十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道栗橋六百八十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道栗橋六百七十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道栗橋六百九十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道栗橋六百八十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、稲荷木落排水路との交点に至り、同地点から同排水路に沿って南東に進み、久喜市道栗橋六百八十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道栗橋七百九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道栗橋六百六十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、久喜市道栗橋六百九十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道栗橋七百七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域を除く。

(面積千五百十三ヘクタール)

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百五十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

権現堂特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久喜市小右衛門地内におけるＪＲ東北新幹線と一般国道四号との交点を起点とし、同地点からＪＲ東北新幹線に沿って北東に進み、久喜市と茨城県猿島郡五霞町の境界に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、久喜市と幸手市と茨城県猿島郡五霞町の境界に至り、同地点から幸手市と茨城県猿島郡五霞町の境界に沿って南に進み、幸手市大字上吉羽地内の幸手市道千八百六十号線の北方に至り、同地点から南に進み同市道との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、幸手市道千八百五十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、幸手市道千八百七十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、幸手市道千八百六十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、幸手市道千五十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、幸手市道千五十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、北側用水路との接点に至り、同地点から同用水路に沿って北西に進み、主要地方道さいたま幸手線との交点に至り、同地点から同主要地方道に沿って北に進み、一般国道四号との接点に至り、同地点から同国道に沿って北に進み、幸手市道一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、幸手市道二十一号線との接点に至り、同地点から同市道を経て、幸手市道二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、幸手市と久喜市との境界に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、一般国道四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

（面積百八十三・五ヘクタール）

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百五十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

羽生水郷公園特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

羽生市大字弥勒地内における県道羽生外野栗橋線と羽生市道〇二二六号線との交点を起点として、同地点から同県道に沿って東に進み、羽生市と加須市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、羽生市大字三田ヶ谷地内において、同境界に沿ってさらに西に進み、羽生市道七三六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って、羽生市道〇二二六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、羽生市道〇一〇三号線と羽生市と加須市の境界との接点を起点として、羽生市道〇一〇三号線に沿って北西に進み、三田ヶ谷用水路との接点に至り、同地点から同用水路に沿って南に進み、羽生市道三一七七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、羽生市道三一八四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、羽生市道三一八五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、羽生市道〇一一九号線と羽生市道三〇一一五号線との接点に至り、同地点から羽生市道三〇一一五号線に沿って西に進み、羽生市道三〇一二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、羽生市道三〇一一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、羽生市道〇一〇三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、東北自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って北に進み、県道利根川自転車道線との交点に至り、同地点から同自転車道に沿って東に進み、羽生市大字名と羽生市大字常木の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って利根川河川敷に向かい、羽生滑空場の河川側縁に沿って南東に進み、加須市との境界に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

（面積五百十五・八ヘクタール）

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百五十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

小林特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久喜市菑蒲町小林地内における久喜市道菑蒲二千七百四十七号線を延長した直線と久喜市道菑蒲二千二百五十三号線との交点を起点とし、同地点から久喜市道菑蒲二千二百五十三号線に沿って南東に進み、久喜市道菑蒲五十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、附廻堀との交点に至り、同地点から同堀に沿って東に進み、久喜市道菑蒲二千七百七十五号線との交点に至り、同地点から同堀に沿って南に進み、久喜市道菑蒲二千七百七十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菑蒲二千八百八十六号線との交点との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菑蒲二千八百八十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菑蒲二千七百四十五号線との接点に至り、同地点から久喜市道菑蒲千七百四十五号線を南東に進み、久喜市と白岡市の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、さらに同境界に沿って南に進み、さらに同境界に沿って南西に進み、さらに同境界に沿って南西に進み、久喜市道菑蒲二千六百九十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菑蒲二千四百七十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菑蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、首都圏中央連絡自動車道（都市計画決定路線）との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って西に進み、久喜市道菑蒲二千六百九十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菑蒲二十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西

に進み、久喜市道菖蒲二千四百二十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市菖蒲町小林と久喜市菖蒲町下栢間との境界の接点に至り、同地点から同境界を北西に進み、久喜市道菖蒲七十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千四百二十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、主要地方道川越栗橋線との接点に至り、同地点から同主要地方道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千三百九十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千四百四十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千三百四十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、県道笠原菖蒲線との接点に至り、同地点から同県道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千三百四十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、さらに同市道を延長した直線に沿って北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

(面積五百二十五・八ヘクタール)

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百五十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号及び第五十三条第一項の規定により、次の者をサービスマスターとして指定した。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	事業所名称 (施設名称)	事業所所在地 (施設所在地)	サービスの種 類	事業者名称又は氏名 (開設者名称又は氏名)	指定 年月日
1173102730	くまがやコアラ	埼玉県熊谷市上之2049番地16	訪問介護	特定非営利活動法人くまが やコアラ	H25.8.1
1170205882	居宅介護支援事業所 ころ	埼玉県川口市三ツ和一丁目12-4 三ツ和第一プラット201号室	居宅介護支援	株式会社 相場	H25.8.1
1170205890	まごころホーム 川口	埼玉県川口市新堀112番地の1	通所介護	株式会社ニュースグループ	H25.8.1
1170205890	まごころホーム 川口	埼玉県川口市新堀112番地の1	介護予防通所 介護	株式会社ニュースグループ	H25.8.1
1170205908	デイサービス ふくろうの森	埼玉県川口市坂下町4丁目2番1号	通所介護	株式会社 オウルフォレス ト	H25.8.1
1170205908	デイサービス ふくろうの森	埼玉県川口市坂下町4丁目2番1号	介護予防通所 介護	株式会社 オウルフォレス ト	H25.8.1
1172504142	介護予防デイサービス お元気 倶楽部	埼玉県所沢市小手指町4丁目10番 地10 ピュア小手指3号	通所介護	株式会社ウェルネスケア	H25.8.1
1172504142	介護予防デイサービス お元気 倶楽部	埼玉県所沢市小手指町4丁目10番 地10 ピュア小手指3号	介護予防通所 介護	株式会社ウェルネスケア	H25.8.1
1172504159	デイサービス街の詩 小手指駅 南口店	埼玉県所沢市小手指町3-17小手 指ハイツ西武ショッピングプラザN 棟	通所介護	株式会社夢舞台	H25.8.1
1172504159	デイサービス街の詩 小手指駅 南口店	埼玉県所沢市小手指町3-17小手 指ハイツ西武ショッピングプラザN 棟	介護予防通所 介護	株式会社夢舞台	H25.8.1
1172504167	社会医療法人至仁会 フィット リ八陽 西所沢	埼玉県所沢市久米1289番12	介護予防通所 介護	社会医療法人 至仁会	H25.8.1

1172504175	ケアマネファーム ステップ・スキップ小手指駅南口店	埼玉県所沢市小手指町3-17小手指ハイツ西武ショッピングプラザN棟	居宅介護支援	株式会社夢舞台	H25.8.1
1172504183	茶話本舗デイサービス西所沢	埼玉県所沢市久米1297-3	通所介護	株式会社フリーエージェント	H25.8.1
1170602476	茶話本舗デイサービス八木崎	埼玉県春日部市栄町1丁目459番地クローバーK1階	通所介護	株式会社ウェルオフ	H25.8.1
1170602484	フィットネスデイ リズム	埼玉県春日部市谷原3丁目18番3号	通所介護	株式会社ライズ	H25.8.1
1170602484	フィットネスデイ リズム	埼玉県春日部市谷原3丁目18番3号	介護予防通所介護	株式会社ライズ	H25.8.1
1170602492	フィットネス・デイ・オズ	埼玉県春日部市中央1丁目7番地4	介護予防通所介護	オゾンクリーン株式会社	H25.8.1
1174601805	クローバー訪問介護 さいたま	埼玉県深谷市小前田2560	訪問介護	クローバーホーム株式会社	H25.8.1
1174601805	クローバー訪問介護 さいたま	埼玉県深谷市小前田2560	介護予防訪問介護	クローバーホーム株式会社	H25.8.1
1171601980	福祉用具 アイエリア	埼玉県上尾市大字南56番地	福祉用具貸与	株式会社エルアンドビー	H25.8.1
1171601980	福祉用具 アイエリア	埼玉県上尾市大字南56番地	介護予防福祉用具貸与	株式会社エルアンドビー	H25.8.1
1170802654	飛鳥ケアプラン	埼玉県越谷市袋山249番8	居宅介護支援	株式会社 飛鳥	H25.8.1
1170802662	デイサービス千代の夢 飛鳥	埼玉県越谷市袋山249番8	通所介護	株式会社 飛鳥	H25.8.1
1170802662	デイサービス千代の夢 飛鳥	埼玉県越谷市袋山249番8	介護予防通所介護	株式会社 飛鳥	H25.8.1

1170802670	デイサービス純誠会がもう	埼玉県越谷市蒲生西町 1 - 8 - 5 3 ウエストビル 1 F	通所介護	株式会社純誠会	H25.8.1
1170802670	デイサービス純誠会がもう	埼玉県越谷市蒲生西町 1 - 8 - 5 3 ウエストビル 1 F	介護予防通所 介護	株式会社純誠会	H25.8.1
1171901240	福祉用具暖団 戸田	埼玉県戸田市下戸田 2 - 2 7 - 1 4	福祉用具貸与	株式会社日本シューター	H25.8.1
1171901240	福祉用具暖団 戸田	埼玉県戸田市下戸田 2 - 2 7 - 1 4	介護予防福祉 用具貸与	株式会社日本シューター	H25.8.1
1170900987	訪問介護ステーション アシスト	埼玉県久喜市栗橋東 1 - 7 - 1 7	訪問介護	株式会社 アシスト	H25.8.1
1170900987	訪問介護ステーション アシスト	埼玉県久喜市栗橋東 1 - 7 - 1 7	介護予防訪問 介護	株式会社 アシスト	H25.8.1
1165390042	アイアークス訪問看護ステーション・北本	埼玉県北本市本町四丁目 2 2 番地 1	訪問看護	株式会社 アイアークス北本	H25.8.1
1165390042	アイアークス訪問看護ステーション・北本	埼玉県北本市本町四丁目 2 2 番地 1	介護予防訪問 看護	株式会社 アイアークス北本	H25.8.1
1172900902	合同会社コスモス介護支援サービス	埼玉県富士見市西みずほ台 1 丁目 5 番地 1	居宅介護支援	合同会社コスモス介護支援サービス	H25.8.1
1175700697	だんらんの家 蓮田	埼玉県蓮田市上 1 - 4 - 9	通所介護	株式会社プエンテ・アエレオ	H25.8.1
1176200606	鶴ヶ島ナーシングホーム デイサービスセンター	埼玉県鶴ヶ島市上広谷 6 0 番地 1 3	通所介護	医療法人 恵雄会	H25.8.1
1176200606	鶴ヶ島ナーシングホーム デイサービスセンター	埼玉県鶴ヶ島市上広谷 6 0 番地 1 3	介護予防通所 介護	医療法人 恵雄会	H25.8.1
1176200614	鶴ヶ島ナーシングホーム	埼玉県鶴ヶ島市上広谷 6 0 番地 1 3	特定施設入居 者生活介護	医療法人 恵雄会	H25.8.1

1176200614	鶴ヶ島ナーシングホーム	埼玉県鶴ヶ島市上広谷60番地13	介護予防特定 施設入居者生 活介護	医療法人 恵雄会	H25.8.1
1173201839	リハビリ デイサービス やま ざき	埼玉県比企郡吉見町山ノ下886	通所介護	合同会社山崎	H25.8.1
1173201839	リハビリ デイサービス やま ざき	埼玉県比企郡吉見町山ノ下886	介護予防通所 介護	合同会社山崎	H25.8.1
1174800985	デイサービス ほのか	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬464 1番地5	通所介護	株式会社 新	H25.8.1
1174800985	デイサービス ほのか	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬464 1番地5	介護予防通所 介護	株式会社 新	H25.8.1
1174201267	デイサービス 梨花	埼玉県児玉郡神川町元阿保360- 1	通所介護	株式会社 クロスハート	H25.8.1
1174201267	デイサービス 梨花	埼玉県児玉郡神川町元阿保360- 1	介護予防通所 介護	株式会社 クロスハート	H25.8.1
1174501492	デイ・サロンたんぽぽ	埼玉県大里郡寄居町寄居887-1	通所介護	有限会社介護サービスたん ぽぽ	H25.8.1
1174501492	デイ・サロンたんぽぽ	埼玉県大里郡寄居町寄居887-1	介護予防通所 介護	有限会社介護サービスたん ぽぽ	H25.8.1
1173102748	ジョイリハ深谷	埼玉県熊谷市新堀新田字中山614 番1	通所介護	有限会社クラブハウスカゴ ハラ	H25.9.1
1173102748	ジョイリハ深谷	埼玉県熊谷市新堀新田字中山614 番1	介護予防通所 介護	有限会社クラブハウスカゴ ハラ	H25.9.1
1170205916	訪問介護事業所 あおぞら中央	埼玉県川口市柳崎3丁目6番25号 ハynesU101号室	訪問介護	医療法人青木会	H25.9.1

1170205916	訪問介護事業所 あおぞら中央	埼玉県川口市柳崎3丁目6番25号 ハynesU101号室	介護予防訪問 介護	医療法人青木会	H25.9.1
1170205924	ライフパートナー川口	埼玉県川口市安行原62番3	特定施設入居 者生活介護	有限会社ネクストライフ	H25.9.1
1170205924	ライフパートナー川口	埼玉県川口市安行原62番3	介護予防特定 施設入居者生 活介護	有限会社ネクストライフ	H25.9.1
1170205932	居宅介護支援事業所 あおぞら 中央	埼玉県川口市柳崎3丁目6番25号 ハynesU101号室	居宅介護支援	医療法人青木会	H25.9.1
1170205940	希望居宅介護支援事業所	埼玉県川口市前川町4丁目747番 地	居宅介護支援	希望居宅介護支援事業所合 同会社	H25.9.1
1170205957	特別養護老人ホーム 悠久の栖	埼玉県川口市道合字八本木937番 - 1	短期入所生活 介護	社会福祉法人 寿星会	H25.9.1
1170205957	特別養護老人ホーム 悠久の栖	埼玉県川口市道合字八本木937番 - 1	介護老人福祉 施設	社会福祉法人 寿星会	H25.9.1
1170205957	特別養護老人ホーム 悠久の栖	埼玉県川口市道合字八本木937番 - 1	介護予防短期 入所生活介護	社会福祉法人 寿星会	H25.9.1
1172504191	デイサービス陽だまり	埼玉県所沢市大字上安松489番地 の1	通所介護	株式会社 健生	H25.9.1
1172504191	デイサービス陽だまり	埼玉県所沢市大字上安松489番地 の1	介護予防通所 介護	株式会社 健生	H25.9.1
1174301174	ベル居宅介護支援事業所	埼玉県本庄市児玉町八幡山274番 地1	居宅介護支援	医療法人 鈴木外科病院 (社団)	H25.9.1
1174301182	ベル訪問介護ステーション	埼玉県本庄市児玉町八幡山274番 地1	訪問介護	医療法人 鈴木外科病院 (社団)	H25.9.1

1174301182	ベル訪問介護ステーション	埼玉県本庄市児玉町八幡山 2 7 4 番地 1	介護予防訪問介護	医療法人 鈴木外科病院 (社団)	H25.9.1
1174301190	ベルデイサービスセンター	埼玉県本庄市児玉町八幡山 2 7 4 番地 1	通所介護	医療法人 鈴木外科病院 (社団)	H25.9.1
1174301190	ベルデイサービスセンター	埼玉県本庄市児玉町八幡山 2 7 4 番地 1	介護予防通所介護	医療法人 鈴木外科病院 (社団)	H25.9.1
1173301076	学研ココファン高坂ヘルパーセンター	埼玉県東松山市大字宮鼻字大西 1 0 8 9 番 1 号	訪問介護	株式会社学研ココファン	H25.9.1
1173301076	学研ココファン高坂ヘルパーセンター	埼玉県東松山市大字宮鼻字大西 1 0 8 9 番 1 号	介護予防訪問介護	株式会社学研ココファン	H25.9.1
1173301084	学研ココファン高坂	埼玉県東松山市大字宮鼻字大西 1 0 8 9 番 1 号	居宅介護支援	株式会社学研ココファン	H25.9.1
1173301092	レッツ倶楽部・たかさか	埼玉県東松山市元宿一丁目 1 6 - 1 1	通所介護	リハコンテンツ株式会社	H25.9.1
1173301092	レッツ倶楽部・たかさか	埼玉県東松山市元宿一丁目 1 6 - 1 1	介護予防通所介護	リハコンテンツ株式会社	H25.9.1
1172701573	ホームヘルプアロハ	埼玉県狭山市入間川 3 - 1 6 - 2 1	訪問介護	株式会社 K&Y	H25.9.1
1172701573	ホームヘルプアロハ	埼玉県狭山市入間川 3 - 1 6 - 2 1	介護予防訪問介護	株式会社 K&Y	H25.9.1
1172701581	通所介護事業所 エルスリーさいたま狭山	埼玉県狭山市北入曽 8 7 9 番 1	通所介護	株式会社エヌ・ビー・ラボ	H25.9.1
1171700758	e アシスト	埼玉県鴻巣市宮前 3 5 1	特定福祉用具販売	株式会社エコ・アシスト	H25.9.1
1171700758	e アシスト	埼玉県鴻巣市宮前 3 5 1	特定介護予防福祉用具販売	株式会社エコ・アシスト	H25.9.1

1171601618	リハビリホーム一步 居宅介護支援事業所	埼玉県上尾市二ツ宮 1 0 6 9 番地	居宅介護支援	株式会社リハビリホーム一步	H25.9.1
1171601998	リハビリデイサービス アクティ	埼玉県上尾市小敷谷 2 - 1	通所介護	有限会社 いわきケアフォレスト	H25.9.1
1171601998	リハビリデイサービス アクティ	埼玉県上尾市小敷谷 2 - 1	介護予防通所介護	有限会社 いわきケアフォレスト	H25.9.1
1171602004	はっぴー ホーム H a n a	埼玉県上尾市菅谷三丁目 8 番地 2	通所介護	株式会社 H A N A	H25.9.1
1171602004	はっぴー ホーム H a n a	埼玉県上尾市菅谷三丁目 8 番地 2	介護予防通所介護	株式会社 H A N A	H25.9.1
1171602012	あゆみの家 デイサービス	埼玉県上尾市泉台 2 - 6 - 2 1	通所介護	有限会社 広和	H25.9.1
1171602012	あゆみの家 デイサービス	埼玉県上尾市泉台 2 - 6 - 2 1	介護予防通所介護	有限会社 広和	H25.9.1
1171602020	孫心・まごころ	埼玉県上尾市井戸木 2 - 3 - 1 5	通所介護	株式会社 まごころ	H25.9.1
1171802141	あずみ苑グランデ草加	埼玉県草加市新善町 5 0 2 番	訪問入浴介護	株式会社レオパレス 2 1	H25.9.1
1171802141	あずみ苑グランデ草加	埼玉県草加市新善町 5 0 2 番	介護予防訪問入浴介護	株式会社レオパレス 2 1	H25.9.1
1170802688	居宅介護ケアサービスたんぼぼ	埼玉県越谷市東越谷 2 丁目 3 番 1 7 号 ジュネパレス越谷第 6 2 0 5 号	居宅介護支援	ライフ総合ケアサービス有限公司	H25.9.1
1162190106	さくら訪問看護ステーション	埼玉県朝霞市本町 1 - 3 4 - 1 ポンビラージュ 5 0 5	訪問看護	志木メディカル株式会社	H25.9.1
1162190106	さくら訪問看護ステーション	埼玉県朝霞市本町 1 - 3 4 - 1 ポンビラージュ 5 0 5	介護予防訪問看護	志木メディカル株式会社	H25.9.1

1172101030	あさひ居宅介護支援事業所	埼玉県朝霞市朝志ヶ丘3-8-29	居宅介護支援	有限会社 福寿	H25.9.1
1175101672	デイサービス 隣家	埼玉県新座市大和田1-12-15 フラワーハイツ101号	通所介護	株式会社 隣家	H25.9.1
1175101672	デイサービス 隣家	埼玉県新座市大和田1-12-15 フラワーハイツ101号	介護予防通所 介護	株式会社 隣家	H25.9.1
1175101680	居宅介護支援事業所 すず	埼玉県新座市野寺一丁目11番19 美しい森ハウスB棟1階111号室	居宅介護支援	株式会社ユナイテッドジェ ネレーションズ	H25.9.1
1175101698	アシストライフ	埼玉県新座市野火止5丁目17番2 1号	訪問介護	合同会社 サポートライフ	H25.9.1
1175101698	アシストライフ	埼玉県新座市野火止5丁目17番2 1号	介護予防訪問 介護	合同会社 サポートライフ	H25.9.1
1172900910	ケアビジョン鶴瀬	埼玉県富士見市鶴瀬東一丁目6-2 5 大曽根店舗B	訪問介護	株式会社ビジュアルビジョ ン	H25.9.1
1172900910	ケアビジョン鶴瀬	埼玉県富士見市鶴瀬東一丁目6-2 5 大曽根店舗B	介護予防訪問 介護	株式会社ビジュアルビジョ ン	H25.9.1
1176400560	ケアプランふくしあ	埼玉県吉川市吉川一丁目3番地14 ベルメゾンA-1	居宅介護支援	株式会社セブン・スマイル	H25.9.1
1176600037	居宅介護支援事業所 CORE	埼玉県白岡市高岩字野中990番地 1	居宅介護支援	株式会社C Cube Create	H25.9.1
1174201275	ベストケアレジデンス 羽衣	埼玉県児玉郡神川町新里163-2 3	特定施設入居 者生活介護	悠馬エンタープライズ有限 会社	H25.9.1
1174201275	ベストケアレジデンス 羽衣	埼玉県児玉郡神川町新里163-2 3	介護予防特定 施設入居者生 活介護	悠馬エンタープライズ有限 会社	H25.9.1

1174501500	デイサービスセンターよりいほ うむ太陽	埼玉県大里郡寄居町大字折原 1 6 7	通所介護	有限会社フォーリーフ	H25.9.1
1171101601	レンタルサポートセンター mysig ミーシグ	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地 1 0 2 3 番地 2	福祉用具貸与	有限会社島田工務店	H25.9.1
1171101601	レンタルサポートセンター mysig ミーシグ	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地 1 0 2 3 番地 2	特定福祉用具 販売	有限会社島田工務店	H25.9.1
1171101601	レンタルサポートセンター mysig ミーシグ	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地 1 0 2 3 番地 2	介護予防福祉 用具貸与	有限会社島田工務店	H25.9.1
1171101601	レンタルサポートセンター mysig ミーシグ	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地 1 0 2 3 番地 2	特定介護予防 福祉用具販売	有限会社島田工務店	H25.9.1
1173102755	あねとす地域ケアセンター熊谷	埼玉県熊谷市籠原南 3 丁目 6 2 番地	居宅介護支援	一般社団法人地域福祉を推 進する会	H25.10.1
1173102763	デイサービスセンター ハーモ ニック 妻沼	埼玉県熊谷市妻沼東 2 - 2 4	通所介護	株式会社 エイチケイエン タープライズ	H25.10.1
1173102763	デイサービスセンター ハーモ ニック 妻沼	埼玉県熊谷市妻沼東 2 - 2 4	介護予防通所 介護	株式会社 エイチケイエン タープライズ	H25.10.1
1173102771	もくれん介護サービス	埼玉県熊谷市拾六間 5 7 7 番地 2	福祉用具貸与	株式会社 ライフサポート	H25.10.1
1173102771	もくれん介護サービス	埼玉県熊谷市拾六間 5 7 7 番地 2	特定福祉用具 販売	株式会社 ライフサポート	H25.10.1
1173102771	もくれん介護サービス	埼玉県熊谷市拾六間 5 7 7 番地 2	介護予防福祉 用具貸与	株式会社 ライフサポート	H25.10.1
1173102771	もくれん介護サービス	埼玉県熊谷市拾六間 5 7 7 番地 2	特定介護予防 福祉用具販売	株式会社 ライフサポート	H25.10.1
1170205080	元気広場 川口	埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町 2 - 2 0 - 1	通所介護	セントラルインターナショ ナル株式会社	H25.10.1

1170205965	GENKINEXT 川口江戸袋	埼玉県川口市江戸3丁目6-1	通所介護	株式会社まごころ	H25.10.1
1170205965	GENKINEXT 川口江戸袋	埼玉県川口市江戸3丁目6-1	介護予防通所介護	株式会社まごころ	H25.10.1
1170205973	デイサービス元気の郷	埼玉県川口市元郷5-3-35	通所介護	有限会社ながみね治療院	H25.10.1
1170205973	デイサービス元気の郷	埼玉県川口市元郷5-3-35	介護予防通所介護	有限会社ながみね治療院	H25.10.1
1170205981	ラック鳩ヶ谷	埼玉県川口市坂下町2-6-11	居宅介護支援	株式会社川口福祉サービス	H25.10.1
1172504209	福祉用具レンタル事業所 デイサービス本舗 福久助	埼玉県所沢市上安松787-11 アネックス秋津105	福祉用具貸与	MIYAKO工房 合同会社	H25.10.1
1172504209	福祉用具レンタル事業所 デイサービス本舗 福久助	埼玉県所沢市上安松787-11 アネックス秋津105	特定福祉用具販売	MIYAKO工房 合同会社	H25.10.1
1172504209	福祉用具レンタル事業所 デイサービス本舗 福久助	埼玉県所沢市上安松787-11 アネックス秋津105	介護予防福祉用具貸与	MIYAKO工房 合同会社	H25.10.1
1172504209	福祉用具レンタル事業所 デイサービス本舗 福久助	埼玉県所沢市上安松787-11 アネックス秋津105	特定介護予防福祉用具販売	MIYAKO工房 合同会社	H25.10.1
1172504217	茶話本舗 デイサービス 小手指	埼玉県所沢市小手指町一丁目13番地13	通所介護	株式会社フリーエージェント	H25.10.1
1174301208	デイサービスセンター ケアライフ本庄	埼玉県本庄市早稲田駅周辺区画整理事業17街区5画地	通所介護	有限会社ライフプラン	H25.10.1
1174301208	デイサービスセンター ケアライフ本庄	埼玉県本庄市早稲田駅周辺区画整理事業17街区5画地	介護予防通所介護	有限会社ライフプラン	H25.10.1
1174301216	在宅介護 本庄 福祉用具	埼玉県本庄市早稲田駅周辺区画整理事業17街区5画地	福祉用具貸与	有限会社ライフプラン	H25.10.1

1174301216	在宅介護 本庄 福祉用具	埼玉県本庄市早稲田駅周辺区画整理事業17街区5画地	特定福祉用具販売	有限会社ライフプラン	H25.10.1
1174301216	在宅介護 本庄 福祉用具	埼玉県本庄市早稲田駅周辺区画整理事業17街区5画地	介護予防福祉用具貸与	有限会社ライフプラン	H25.10.1
1174301216	在宅介護 本庄 福祉用具	埼玉県本庄市早稲田駅周辺区画整理事業17街区5画地	特定介護予防福祉用具販売	有限会社ライフプラン	H25.10.1
1164690087	クローバー訪問看護ステーション	埼玉県深谷市小前田2560	訪問看護	クローバーホーム株式会社	H25.10.1
1164690087	クローバー訪問看護ステーション	埼玉県深谷市小前田2560	介護予防訪問看護	クローバーホーム株式会社	H25.10.1
1164690079	ケアーズ訪問看護リハビリステーション深谷上野台	埼玉県深谷市上野台249-3 オリジン102	訪問看護	株式会社AS	H25.10.1
1164690079	ケアーズ訪問看護リハビリステーション深谷上野台	埼玉県深谷市上野台249-3 オリジン102	介護予防訪問看護	株式会社AS	H25.10.1
1174601813	スマイルケアサポート	埼玉県深谷市上柴町東5丁目15番20号	居宅介護支援	株式会社 スマイル	H25.10.1
1174601821	居宅介護支援事業所 かがやき	埼玉県深谷市新戒406-3	居宅介護支援	社会福祉法人邑元会	H25.10.1
1171602038	アールスタッフ北上尾ケアサービス	埼玉県上尾市大字久保276番地10 ユタカハイツ北上尾 2階 202号	訪問介護	株式会社アールスタッフ	H25.10.1
1171602038	アールスタッフ北上尾ケアサービス	埼玉県上尾市大字久保276番地10 ユタカハイツ北上尾 2階 202号	介護予防訪問介護	株式会社アールスタッフ	H25.10.1
1171802158	和楽ヘルパーセンター草加氷川町	埼玉県草加市氷川町830番地1-205号	訪問介護	株式会社和楽	H25.10.1

1171802158	和楽ヘルパーセンター草加氷川町	埼玉県草加市氷川町 8 3 0 番地 1 - 2 0 5 号	介護予防訪問介護	株式会社和楽	H25.10.1
1171802166	めいと松原団地訪問介護事業所	埼玉県草加市松原 5 - 1 2 - 1 5	訪問介護	株式会社めいとケア	H25.10.1
1171802166	めいと松原団地訪問介護事業所	埼玉県草加市松原 5 - 1 2 - 1 5	介護予防訪問介護	株式会社めいとケア	H25.10.1
1171802182	ソフトケア草加店	埼玉県草加市弁天 6 丁目 2 1 番 1 号	訪問介護	ピースフルライフ株式会社	H25.10.1
1171802182	ソフトケア草加店	埼玉県草加市弁天 6 丁目 2 1 番 1 号	介護予防訪問介護	ピースフルライフ株式会社	H25.10.1
1160890111	訪問看護リハビリステーション縁	埼玉県越谷市東越谷二丁目 1 7 番地 6	訪問看護	株式会社礎	H25.10.1
1160890111	訪問看護リハビリステーション縁	埼玉県越谷市東越谷二丁目 1 7 番地 6	介護予防訪問看護	株式会社礎	H25.10.1
1170802696	GENKI NEXT 北越谷	埼玉県越谷市大澤 4 丁目 6 番 2 4 号 三貴ビル 1 F	通所介護	株式会社ラウンド・ストリーム	H25.10.1
1170802696	GENKI NEXT 北越谷	埼玉県越谷市大澤 4 丁目 6 番 2 4 号 三貴ビル 1 F	介護予防通所介護	株式会社ラウンド・ストリーム	H25.10.1
1170802704	訪問介護事業所介護屋本舗	埼玉県越谷市花田 2 - 2 6 - 4	訪問介護	株式会社クローバーコミュニケーションズ	H25.10.1
1170802712	居宅介護支援事業所 ケアプランローズ	埼玉県越谷市登戸町 1 5 番 3 6 号	居宅介護支援	合同会社ローズ	H25.10.1
1170802738	茶話本舗デイサービス大袋駅前	埼玉県越谷市袋山 1 4 0 2 - 1	通所介護	日本リペアサービス株式会社	H25.10.1
1171901257	ヘルパーステーション大笑戸田	埼玉県戸田市新曽 1 5 3 1 プラザビュースター 3 0 3 号室	訪問介護	廣島電子工業株式会社	H25.10.1

1172101048	介護ショップ ピースリー	埼玉県朝霞市本町 1 - 3 4 - 1 ボンビラージュ 1 1 3	福祉用具貸与	株式会社 ホームコム	H25.10.1
1172101048	介護ショップ ピースリー	埼玉県朝霞市本町 1 - 3 4 - 1 ボンビラージュ 1 1 3	特定福祉用具販売	株式会社 ホームコム	H25.10.1
1172101048	介護ショップ ピースリー	埼玉県朝霞市本町 1 - 3 4 - 1 ボンビラージュ 1 1 3	介護予防福祉用具貸与	株式会社 ホームコム	H25.10.1
1172101048	介護ショップ ピースリー	埼玉県朝霞市本町 1 - 3 4 - 1 ボンビラージュ 1 1 3	特定介護予防福祉用具販売	株式会社 ホームコム	H25.10.1
1172101055	居宅介護支援事業所アスク	埼玉県朝霞市本町 1 - 3 4 - 1 ボンビラージュ 1 1 3	居宅介護支援	株式会社 ホームコム	H25.10.1
1170900995	たんぽぽ	埼玉県久喜市南 1 丁目 8 番 1 8 号	通所介護	株式会社 こあ	H25.10.1
1170900995	たんぽぽ	埼玉県久喜市南 1 丁目 8 番 1 8 号	介護予防通所介護	株式会社 こあ	H25.10.1
1170901001	ケアプランたいら	埼玉県久喜市栗原 2 - 1 1 - 5	居宅介護支援	有限会社たいらメディカルケア	H25.10.1
1170901019	GENKI NEXT 久喜青葉	埼玉県久喜市青葉 3 丁目 1 1 番 9 号	通所介護	あんしんグループ株式会社	H25.10.1
1170901019	GENKI NEXT 久喜青葉	埼玉県久喜市青葉 3 丁目 1 1 番 9 号	介護予防通所介護	あんしんグループ株式会社	H25.10.1
1171100645	居宅介護支援 鈴蘭	埼玉県久喜市栗橋中央 1 - 1 4 - 1 6	居宅介護支援	合資会社鈴蘭	H25.10.1
1172900928	わくわく介護相談室	埼玉県富士見市針ヶ谷二丁目 1 1 番地 9 ヴィルヌーブみずほ台 4 0 2	居宅介護支援	合同会社 フジミエンタープライズ	H25.10.1
1172900936	デイサービスセンター ウエルガーデンみずほ台	埼玉県富士見市大字水子 5 0 5 3 番地 2	通所介護	寺島薬局株式会社	H25.10.1

1172900936	デイサービスセンター ウエル ガーデンみずほ台	埼玉県富士見市大字水子5053番 地2	介護予防通所 介護	寺島薬局株式会社	H25.10.1
1172900944	介護付有料老人ホームウエルガ ーデンみずほ台	埼玉県富士見市大字水子5055- 1	特定施設入居 者生活介護	寺島薬局株式会社	H25.10.1
1172900944	介護付有料老人ホームウエルガ ーデンみずほ台	埼玉県富士見市大字水子5055- 1	介護予防特定 施設入居者生 活介護	寺島薬局株式会社	H25.10.1
1172900969	居宅介護支援センターえぶりわ ん鶴瀬 Nisi	埼玉県富士見市鶴瀬西2丁目8番2 5号	居宅介護支援	社会福祉法人たくみ	H25.10.1
1171201070	フィットネスデイ アサヒトラ スト	埼玉県三郷市栄三丁目175番地8	通所介護	アサヒ産業株式会社	H25.10.1
1171201179	けあビジョン三郷	埼玉県三郷市早稲田2-14-2 三郷FLATS102号	訪問介護	株式会社ビジュアルビジョ ン	H25.10.1
1171201179	けあビジョン三郷	埼玉県三郷市早稲田2-14-2 三郷FLATS102号	介護予防訪問 介護	株式会社ビジュアルビジョ ン	H25.10.1
1176000881	居宅介護支援事業所 きずな	埼玉県坂戸市関間四丁目11番地1 4	居宅介護支援	メディホーム株式会社	H25.10.1
1176000899	ふるさとホーム坂戸	埼玉県坂戸市につさい花みず木5丁 目25-1	特定施設入居 者生活介護	株式会社ヴァティー	H25.10.1
1176000899	ふるさとホーム坂戸	埼玉県坂戸市につさい花みず木5丁 目25-1	介護予防特定 施設入居者生 活介護	株式会社ヴァティー	H25.10.1
1176300513	デイサービス スマイルテラス 高麗川	埼玉県日高市四本木2-5-1	通所介護	株式会社 ヴェルペンファ ルマ	H25.10.1
1176300513	デイサービス スマイルテラス 高麗川	埼玉県日高市四本木2-5-1	介護予防通所 介護	株式会社 ヴェルペンファ ルマ	H25.10.1

1176300521	ケアプラン・高麗川	埼玉県日高市四本木 2 - 5 - 1	居宅介護支援	株式会社 ヴェルペンファ ルマ	H25.10.1
1176400578	ケアビジョン吉川	埼玉県吉川市木売二丁目 2 1 - 3 ヴィラージュ木売 1 階	訪問介護	株式会社ビジュアルビジョ ン	H25.10.1
1176400578	ケアビジョン吉川	埼玉県吉川市木売二丁目 2 1 - 3 ヴィラージュ木売 1 階	介護予防訪問 介護	株式会社ビジュアルビジョ ン	H25.10.1
1176600045	デイサービス CORE 白岡 Conditioning Support	埼玉県白岡市高岩字野中 9 9 0 番地 1	通所介護	株式会社 C Cube Create	H25.10.1
1176600045	デイサービス CORE 白岡 Conditioning Support	埼玉県白岡市高岩字野中 9 9 0 番地 1	介護予防通所 介護	株式会社 C Cube Create	H25.10.1
1176600052	デイサービス CORE 白岡 Care Support	埼玉県白岡市高岩字野中 9 9 0 番地 1	通所介護	株式会社 C Cube Create	H25.10.1
1176600052	デイサービス CORE 白岡 Care Support	埼玉県白岡市高岩字野中 9 9 0 番地 1	介護予防通所 介護	株式会社 C Cube Create	H25.10.1
1174201283	サービス付き高齢者向け住宅 ほほえみ	埼玉県児玉郡美里町大字猪俣 3 2 2 5	特定施設入居 者生活介護	株式会社 みさと	H25.10.1
1171101619	デイサービス にこりん	埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 2 4 3 2 - 1	通所介護	株式会社リライアブルパー ソング	H25.10.1
1171101619	デイサービス にこりん	埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 2 4 3 2 - 1	介護予防通所 介護	株式会社リライアブルパー ソング	H25.10.1

告 示

埼玉県告示第千四百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）SD・G5行田持田店

埼玉県行田市大字持田字油免二千二百二十外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 西小学校、忍中学校の通学路となっているので、常時、車両等の通行に充分配慮し、混雑時には交通整理員を配置する等、交通安全に留意すること。
 - ・ 周辺住民に配慮し、静音保持に努めること。
 - ・ 「行田市商工業振興条例」及び埼玉県が策定した「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づき、商工会議所、商店会等に積極的に加入するよう努めるとともに、市及び経済団体等が行う各種事業に参加し、協力するよう努めること。
- また、店舗の清掃や警備、事務用品などの間接部門において、地域経済を活性化するため、行田市内の事業者との取引促進に配慮すること。

二 縦覧期間

平成二十五年十月十五日から平成二十五年十一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千四百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店

埼玉県入間市宮寺三千百六十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケンテリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外

計百五十六者

（変更後）コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケンテリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外

計百五十七者

ハ 変更年月日

平成二十一年二月二十六日外

ニ 届出年月日

平成二十五年十月四日

二 縦覧期間

平成二十五年十月十五日から平成二十六年二月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十月十五日から平成二十六年二月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十月八日

指令越建セ第二五〇〇一一一号

二 検査済証番号

平成二十五年十月九日

越建セ第三二五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町中央三丁目九百五十八番、九百五十九番、九百六十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市南越谷一丁目二十一番地二

株式会社 中央住宅 代表取締役 品川 典久